

非核三原則の堅持に関する意見書

日本は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を世界に訴え続けてきた。その基本理念として、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、国是として長年にわたり堅持され、国内外から高く評価されている。

しかし近年、国際情勢の緊張の高まりを背景に、核共有や核抑止力の強化に関する議論が行われるなど、非核三原則の形骸化につながりかねない動きが懸念されている。

被爆者の高齢化が進む中、核兵器の悲惨さを風化させず、再び広島・長崎の惨禍を繰り返さないためにも、日本政府が非核三原則を堅持し、核兵器廃絶に向けた国際的役割を果たすことが強く求められているものと考え

る。

よって、国においては、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向け積極的に取り組むよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	高	市	早	苗	様
外務大臣	茂	木	敏	充	様
防衛大臣	小	泉	進次郎		様
衆議院議長	森		英	介	殿
参議院議長	関	口	昌	一	殿